

「ふじさわ障がい者プラン2026」の策定について

1 趣旨

本市では、「ふじさわ障がい者計画」、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、及び「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」の3つの計画を一体とした「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』（中間見直し）」（以下「現計画」という。）を平成30年3月に策定し、様々な障がい福祉施策を推進してまいりました。

この度、現計画の計画期間が今年度末をもって終了することから、今後の障がい福祉施策の方向性を見据え、3つの計画を一体化した「ふじさわ障がい者プラン2026」（以下「本計画」という。）を新たに策定するものです。

2 計画期間

令和3年度～令和8年度（6年間）

※中間年度である令和5年度に中間見直しを行います。

3 これまでの経過

本計画の策定に当たり、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）をはじめとする関係機関との協議を行いながら策定作業を進め、令和2年12月市議会定例会において、中間報告を行いました。

また、11月25日から12月24日まで、パブリックコメントを実施し、市民意見を公募するとともに、関係各課へ掲載事業の照会を行いました。パブリックコメントと計画検討委員会等で寄せられたご意見を踏まえ、本計画素案を修正するとともに、本計画を推進するための実施事業を位置付け、本計画最終案を策定しました。

令和元年度	5月～	1月	計画検討委員会（4回）
	5月～	1月	藤沢市障がい者総合支援協議会 （以下「総合支援協議会」という。）（4回）
	1月～	2月	当事者・家族団体、障がい福祉サービス事業者への聞き取り調査
令和2年度	4月～	10月	計画検討委員会（5回、内1回書面開催）
	5月～	11月	総合支援協議会（3回、内2回書面開催）
		7月	当事者・障がい児の保護者向けアンケート調査
	11月～	12月	パブリックコメント（市民意見公募）
			関係各課への計画掲載事業照会
		12月	市議会定例会 中間報告
		1月	第6回計画検討委員会（書面開催） 第4回総合支援協議会（書面開催）

4 パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

(1) 提出人数 4人

(2) 意見総数 7件

(3) 意見等の反映状況

意見等の反映状況	件数（件）
① 計画に反映させる	0
② 計画に考え方が含まれている	6
③ 今後の取組の参考とする	1
計	7

(4) 主なご意見

- ・計画の考え方に関するご意見
- ・共生の基盤づくり，合理的配慮の推進に関するご意見
- ・医療的ケアへの対応に関するご意見

※ご意見に対する市の考え方を，令和3年1月25日から2月24日まで，市のホームページで公表しております。

5 基本理念・めざす社会像・基本目標

基本理念については，社会福祉法等との整合性が図られていることから，現計画の基本理念を継承することとしました。

めざす社会像については，「藤沢市地域福祉計画2026における藤沢市地域福祉推進ビジョン～めざすべき将来像～」に基づき，計画検討委員会での協議結果を踏まえ，改定しました。

基本目標については，障がい者を取り巻く6項目の課題に対応するとともに，ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため，基本目標の柱は6本としました。

基本理念	すべての人が，障がいの有無にかかわらず，お互いに助け合い，自分らしく，生活できるまちへ
めざす社会像	●一人ひとりが，地域の中で，共に理解し，つながることができる社会 ●一人ひとりが，地域の中で，安心して生活できる社会 ●一人ひとりが，地域の中で，生きがいをもって生活できる社会
基本目標	1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】 3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

6 「ふじさわ障がい者プラン2026」(案) (資料2参照)

本計画の策定に当たり、「きらり ふじさわ」という愛称については、計画検討委員会での検討の結果から、内容の分かりやすさを考慮し、名称から外し、「ふじさわ障がい者プラン2026」としました。

(1) ふじさわ障がい者計画について

基本目標について、SDGsとの関連性を明記するとともに計画検討委員会等でいただいたご意見を踏まえ、施策の方向性と展開等を見直しました。

また、現計画の189事業のうち、終了した事業や再掲事業等を整理するとともに、新たに8事業を設け、合計164事業を位置付けました。

(2) 第6期ふじさわ障がい福祉計画について

第6期の計画では、平成28年度から令和元年度の実績及び第5期計画における課題や社会情勢の変化を踏まえ、障がい福祉サービスの見込み量を定めました。

(3) 第2期ふじさわ障がい児福祉計画について

第2期の計画では、平成28年度から令和元年度の実績及び第1期計画における課題や社会情勢の変化を踏まえ、障がい福祉サービスの見込み量を定めました。

(4) 計画推進のために

本計画の計画を推進するため、庁内における横断的な取組の推進やPDCAサイクル等による進行管理など、計画の推進体制について定めました。

以上

〔事務担当 福祉健康部 障がい福祉課
子ども青少年部 子ども家庭課〕